

マイナンバーの情報提携による社会保険の氏名変更・住所変更の省略について

平成 30 年 3 月より、各行政機関のマイナンバーの情報提携により、社会保険の氏名変更・住所変更については、省略可能となっておりますので、事務手続きの流れについて簡単にご紹介します。

【従前の住所・氏名事務手続き流れ】

- ・従業員さんから住所・氏名変更の情報を聞き、年金事務所へ変更の手続き
↓
- ・氏名変更の場合、被扶養者も含め健康保険証添付
↓
- ・年金事務所から通知と新しい健康保険証が会社へ届き、従業員さんへ新しい健康保険証を渡す。

【現在の住所・氏名変更の手続きの流れ】

- ・マイナンバーの情報提携により、住所・氏名変更の手続き省略
↓
- ・氏名変更があった場合、毎月下旬頃、氏名変更後の新しい健康保険証が会社へ郵送される
↓
- ・従業員さんに新しい健康保険証が届いた旨を伝え、旧健康保険と新保険証を交換する
↓
- ・旧健康保険証を年金事務所へ返却
※新健康保険証と旧健康保険証の交換ができない場合は、送付状を同封し、新健康保険証を年金事務所へ返却
送付状のフォーマットは裏面に記載しております。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>



平成 年 月 日

全国健康保険協会〇〇支部 御中

「氏名変更された新しい保険証」を返送します

マイナンバーの活用により、氏名変更情報が入手され、自動発行された氏名変更後の保険証について、下記理由により従業員への引渡しができませんでしたので、返送します。

返送枚数 _____ 枚

理由 _____

事業所所在地	印
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	

※返送後に保険証の交付が必要となった場合は、健康保険被保険者証再交付申請書の提出が必要となります。

